

ユニバーサルデザイン推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 年齢、性別、能力、国籍等、人が持つそれぞれの違いを超えて、すべての人が暮らしやすくなる社会の実現に向け、まちづくり、ものづくり、ソフトづくり、意識づくりを含めた総合的なユニバーサルデザイン（以下「UD」という）を推進するため、平成18年3月に「佐賀ユニバーサルデザイン推進指針」を策定し、この指針に基づき、県民、CSO、企業、行政等が、相互に連携・協働し、県民総参加による全県的な取組として、展開していくこととしている。

県においても、率先して職員一人ひとりの意識改革を図るとともに、UDを理解し、UD推進を図る庁内体制の整備が必要である。

このため、UDの意義・必要性、理解を促す役割を担う「ユニバーサルデザイン推進員」（以下「推進員」という。）を配置する。

(職務内容)

第2条 推進員の職務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) UDについての職場内研修
- (2) 職場におけるUDの取り組みについての助言
- (3) UDに関する各種情報の収集・提供

(設置対象部署)

第3条 推進員の設置対象職場は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本庁各課、各センター及び各グループ
- (2) 各現地機関
- (3) 東部工業用水道局
- (4) 議会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の各事務局
- (5) 教育委員会事務局各課室、企画・経営グループ及び各現地機関
- (6) 警察本部
- (7) その他ユニバーサルデザイン推進監が必要と認めた職場

(設置方法)

第4条 所属長は、推進員を指名し、別紙様式第1号（設置報告書）によりユニバーサルデザイン推進監に報告する。

- 2 委嘱等の任命行為は行わないものとする。

(人数)

第5条 推進員の人数は、各職場1名以上とする。

(異動)

第6条 所属長は、推進員が次の各号の一に該当する場合には、推進員としての指名を解くものとする。

- (1) 人事異動により、指名を受けた各課室等以外の職場に転出した場合
- (2) 退職により県職員でなくなった場合
- (3) 健康上の理由等により、その職を勤めることができないと所属長が認めた場合
- (4) その他、所属長が指名を解くことが必要と認めた場合

2 所属長は、前項に定める理由により推進員が不在となった場合等は、新たに推進員を指名のうえ、別紙様式第2号（異動報告書）によりユニバーサルデザイン推進監に報告するものとする。

(支援体制)

第7条 ユニバーサルデザイン推進監は、推進員が第2条に掲げる職務を遂行していくうえで必要と思われる支援を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進員の設置に関し必要な事項は、統括本部ユニバーサルデザイン推進監が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年7月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年5月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年5月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別紙様式第1号（第4条第1項関係）

第 年 月 日
号

ユニバーサルデザイン推進監 様

所属長等名

「UD推進員」設置報告書

このことについて、下記のとおり設置しましたので報告します。

記

| 所属 | 役職 | 氏名 | 電話番号 | 内線 |
|----|----|----|------|----|
| | | | | |
| | | | | |

別紙様式第2号（第6条第2項関係）

第 年 月 日
号

ユニバーサルデザイン推進監 様

所属長等名

「UD推進員」異動報告書

このことについて、下記のとおり異動があったので報告します。

記

| | 所属 | 役職 | 氏名 | 電話番号 | 内線 |
|---|----|----|----|------|----|
| 新 | | | | | |
| 旧 | | | | | |
| | | | | | |